

平戸市農業委員会第3回総会議事録

■開催日時：令和3年6月25日（金）13時30分～15時10分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中14人出席 欠席委員：1、5、14、16、18番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中17人出席 欠席委員：10番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 松本班長、山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第6号 農地法第4条第1項第9条の規定による転用届について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第8号 使用貸借解約通知書について

議案第14号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 非農地通知申出について

議案第19号 第3回農用地利用集積計画(案)について

議案第20号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)  
について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程 1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第3回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程 2 会長あいさつ</b></p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は会場の都合で第3回総会が午後からということで、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>梅雨真只中ですが、夏が来たような陽気です。今後、雨の予想がありますが、災害に合わないよう、また健康に気を付けていただきたいと思っております。</p> <p>さて、コロナ禍の中で、長崎は少し収まってきているようですが、県北はまだ多いのかなという気がします。お互い気を付けながら、頑張ってもらいたいと思っております。</p> <p>本日は、推進委員の方も来られております。6月から農地調査も始まります。そのことの説明もありますので調査についてもお願いをしたいと思っております。</p> <p>本日は、議案が7件、報告3件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員1番、5番・14番・16番・18番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

<p>会長</p>	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に 8 番、9 番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第 3 を終わります。</p> <p><b>■日程第 4 会務報告</b></p> <p>次に日程第 4、6 月の会務報告及び 7 月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは 6 月の主な会務報告をいたします。(6 月会務報告を報告)</p> <p>次に 7 月の行事予定を申し上げます。(7 月会務予定を報告)</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは次回、7 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を 7 月 27 日(火曜日)午前 10 時 00 分とし、場所は、田平町民センターにおいて行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 7 月 27 日(火曜日)午前 10 時 00 分とし、場所は、田平町民センターにおいて行うことといたします。</p>
<p>会長</p>	<p><b>■日程第 5 議事</b></p> <p>《報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届について》</p> <p>次に、「報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用届」について、議事参与の関係がありますので議事参与以外の分から事務局の説明をお願いします。</p> <p>整理番号 2 番について報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番</p> <p>届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、田平町一関免字米ノ内、地目は田で、17.95 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 152.08 m<sup>2</sup>、用途としては、農業用機械の搬入のための耕作道路として拡幅したいとのことです。</p> <p>この案件は、農業用施設用地となり 3 筆それぞれ 200 m<sup>2</sup>以内の転用であり農地転用不要案件になります。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、報告します。</p>

会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
会長	<p>それでは質疑を終結します。 次に報告第6号中、1番について議題といたします。 この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」に基づき、農業委員「10番 寺田 俊雄」委員の退席を求めます。 (寺田委員退席)</p> <p>それでは、同議案中、「整理番号1番」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号1番について説明します。 届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、坊方町字山ノ内166番2、地目は田で、83㎡、用途としては、農業用施設用地で機械の保管場所として利用することです。 この案件は、農地転用不要案件になります。この案件は、農業用施設用地となり200㎡以内の転用であり農地転用不要案件になります。 (スライド説明) 以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第6号を終わります。 「10番 寺田 俊雄」委員の入場を求めます。 (寺田委員入場)</p> <p>《報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について》</p> <p>次に、「報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約」について、事務局からの報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は4・5ページになります。5ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。 貸借農地、山中町字城ノ元、現況地目「田」面積559㎡外3筆、合計4,730㎡。契約内容は備考欄の通りです。 この案件は県公社を通しての貸借でしたが、相手方を変更するため解約するものです。 説明は以上です。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、質疑を終結し、報告第7号を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>《報告第8号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、「報告第8号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は6・7ページになります。7ページをお願いします。</p> <p>整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。貸借農地、田平町古梶免字二ツ枝、現況地目「田」面積200㎡外1筆 計2筆 合計1,732㎡。契約内容は備考欄の通りです。なお解約理由は借り人の変更によるものです。</p> <p>整理番号2番につきましてはご一読をお願いします。</p> <p>なお解約理由は、2番につきましても借り人の変更によるものです。</p> <p>報告第8号の説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第8号を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>《議案第14号 農業振興地域整備計画の変更について》</p> <p>次に、議案第14号「農業振興地域整備計画の変更」について、議事参与の関係がありますので議事参与以外の分から事務局の説明をお願いします。</p> <p>整理番号10番を除いた分について事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料は8ページからになります。</p> <p>整理番号1番から3番までは、農用地区域への編入案件です。申請農地についてはご一読ください。</p> <p>整理番号1番と2番は現在優良農地として利用しており、今後、中山間地域直接交付金制度に取り組むための編入申請です。</p> <p>整理番号3番は耕作放棄地ですが、解消事業によりかんきつ類の栽培をし営農を再開するための編入です。</p> <p>整理番号4番から7番までは農地等の転用等による農用地区域の除外案件です。</p> <p>整理番号4番、申請人及び申請地についてはご一読ください。地目は山林・原野で農地ではありませんが、農用地区域内に指定された土地です。特に今後の農業経営計画もなく太陽光発電用地として利活用するとの計画から除外申請です。</p>

事務局	<p>整理番号5番、申請人及び申請地についてはご一読ください。 理由としては農業後継者である申請人が住宅を建設する計画での除外申請です。</p> <p>整理番号6番、申請人及び申請地についてはご一読ください。 申請人は建設会社を営んでいるが、新たに資材置場が必要となり、今回の申請となったものです。</p> <p>整理番号7番、申請人及び申請地についてはご一読ください。 申請人は個人となっておりますが、友人が経営する建設会社から資材置場として利用したい旨の相談があり、当人も県外在住で管理もできないことから、今回の申請となったものです。</p> <p>整理番号8番、9番は、軽微の変更案件です。農地から農業施設用地として利用するための申請になります。</p> <p>整理番号8番、申請人は、繁殖牛飼育農家であり、飼育に必要な運動場を探していたが申請地が適地であり今回の申請となったものです。</p> <p>整理番号9番、申請人は、繁殖牛飼育農家であるが、飼育に必要な資料や敷藁などの仮置き場が必要となったもので、申請地が適地であり今回の申請となったものです。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第14号中、整理番号10番を除いた分について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め議案第14号中、整理番号10番を除いた分について原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に同議案中、10番について議題といたします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」に基づき、推進委員「松山 矢市」委員の退席を求めます。</p> <p>(松山委員退場)</p> <p>それでは、同議案整理番号10番について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料は10ページになります。</p> <p>整理番号10番、申請人・申請地はご一読ください。</p> <p>申請人は繁殖牛飼育農家で、頭数増を目指し新たに牛舎を必要としている。現在、申請地は不耕作地になっていることから、今回農業施設用地として利用したいとの申請です。</p>

<p>会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。同議案中、整理番号 10 番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、同議案中、整理番号 10 番について原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「松山 矢市」委員の入場を求めます。</p> <p>(松山委員入場)</p> <p>《議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 21・22 ページになります。22 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請地ですが、紐差町字切ノ木 108 番 1、地目は田で 884 m<sup>2</sup>外 1 筆計 2,084 m<sup>2</sup>。農業経営効率化・利便性を図るため整理番号 2 番の件と交換による所有権移転の申請であります。取得後の経営面積は 8,327 m<sup>2</sup>となり紐差地区の下限面積をクリアしています。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、大石脇町字船人山 1803 番 1、地目は田で、地積 1,807 m<sup>2</sup>となっており、取得後の面積 9,992 m<sup>2</sup>になり、獅子地区の下限面積をクリアしています。なお理由は整理番号 1 番と交換による所有権です。</p> <p>次に整理番号 3 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、田平町下亀免字大津方 706 番 2、地目は田で、3,044 m<sup>2</sup>外 1 筆、合計 4,032 m<sup>2</sup>です。取得後の面積 35,201 m<sup>2</sup>になり、田平地区の下限面積 50 a をクリアしています。理由は経営規模拡大のため、売買による所有権移転申請です。</p> <p>次に整理番号 4 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、獅子町字スダノ木 1783 番、地目は田で、地積 95 m<sup>2</sup>外 7 筆、合計 5,490 m<sup>2</sup>。理由は農業者年金受給継続のため後継者への経営移譲の再設定となっております。</p> <p>次に整理番号 5 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、根獅子町字丸木場 249 番、地目は田で、158 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 752 m<sup>2</sup>です。取得後の面積 22,825 m<sup>2</sup>になり、獅子地区</p>

事務局	<p>の下限面積 50 a をクリアしています。理由は経営規模拡大のため、売買による所有権移転申請です。</p> <p>次に整理番号 6 番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、大石脇町字松浦ケ本 2083 番イ、地目は田で、1,543 m<sup>2</sup>です。取得後の面積 9,295 m<sup>2</sup>になり、獅子地区の下限面積 50 a をクリアしています。理由は経営規模拡大のため、売買による所有権移転申請です。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上 6 件です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 15 号を原案のとおり原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 15 号を原案のとおり、許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 23-24 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地 田代町字前田 14 番、地目は田で 1,242 m<sup>2</sup>、不耕作地に太陽光発電を設置し利活用を図りたいとのことであります。農地種別は第 2 種農地に該当することから、転用については問題ないものと思えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p> <p>(スライド説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
12 番委員	<p>議案 16 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 6 月 16 日 午後 1 時 30 分頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局で現地確認を行ないました。</p> <p>今回の申請地については、長年、不作付であった農地の有効利用を</p>



12番委員	<p>図るため太陽光発電施設を設置することあります。</p> <p>雨水については、道路側溝に面しており、特に問題は発生しないと思います。</p> <p>また、周囲の農地については、県道や市道により寸断されており、まとまった農地もなく、日照、通風等による影響はないように見受けられました。</p> <p>今回の案件については、特に問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 16 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 16 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 26 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 1 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、田平町小手田免字八幡崎 911 番 1、地目は畑で、地積 1,123 m<sup>2</sup>、用途は、建売分譲住宅用地、農地種別は船の発着場から概ね 300m に該当することで第 3 種農地となります。事由としましては、建売分譲住宅として 3 区画を造成するための申請です。</p> <p>整理番号 2 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、生月町里免字上野 1403 番 1、地目は田で、地積 526 m<sup>2</sup>、用途は、資材置場及び駐車場用地、農地種別は概ね 300m 以内に生月支所があり第 3 種農地に該当することになります。事由としましては経営する建設会社で賃貸借により利用したいとの計画であります。</p> <p>整理番号 3 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、生月町里免字前除 3201 番 1、地目は田で、地積</p>

事務局	<p>737 m<sup>2</sup>、用途は、資材置場及び駐車場用地、農地種別は第2種農地に該当することになります。事由としまして、受人は設備会社で車両置き場、資材置場が狭くなったことから所有して利用したいとの計画であります。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上の3件について、ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
13番委員	<p>議案17号、整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年6月15日 午後4時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局で現地確認を行ないました。</p> <p>今回の申請地については、現在、建設中の西九州道に隣接する不作付の農地でありました。</p> <p>土地所有者も市外に住んでなど、今後も農地として利用されないと考えられます。</p> <p>また、周辺地域においては、学校、スーパー、病院、駅などが存在し、生活や交通に利便性がある地域となってきました。</p> <p>雨水については、道路側溝に面しており、排水溝の設置など、特に問題は発生しないと思います。</p> <p>また、周囲の農地については、不作付地や道路等により寸断されており、まとまった農地もなく、日照、通風等による影響はないように見受けられました。</p> <p>今回の案件については、特に問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
11番委員	<p>議案17号、整理番号2番、3番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年6月17日 午前9時30分頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請人代理人、事務局で現地確認を行ないました。</p> <p>整理番号2番につきましては、現地確認の時は、既に伐採された状態ではありますが、長年、荒廃化していた農地であります。</p> <p>今回は、土地所有者が、経営する建築会社の資材倉庫を設置する計画で、雨水については、道路側溝に面しており、特に問題は発生しないと思います。</p> <p>また、周囲の農地については、不作付地や道路等により寸断されており、まとまった農地もなく、日照、通風等による影響はないように見受けられました。</p> <p>整理番号3番につきましては、申請する会社が保有する機械の台数等が増加する中、小学校通路に隣接しており、安全性を保つため、新たな保管場所を確保するためであります。</p> <p>計画の中で、雨水については、用排水路に面しており、特に問題は発生しないと思います。</p> <p>また、周囲の農地については、水路等により寸断されており、まとまった農地もなく、日照、通風等による影響はないように見受けられ</p>

11番委員	<p>ました。        今回の2件については、特に問題はないかと思われま        ます。        今回の2件については、特に問題はないかと思われま        ます。        ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行いま        す。発言のある方は挙手をお願いします。        (質疑なし)</p> <p>議案第17号について、原案のとおり決定することで、皆さん、        ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第17号を原案のとおり許可することで決定        いたします。</p> <p>《議案第18号 非農地通知申出について》        次に、議案第18号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明        を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 27ページをお開きください。        参考の欄で、線が引いてあるとおり、農地の所有者から該当農地        が農地に該当しないことの証明を依頼された場合、農業委員会は、        総会又は部会の議決により判断を行うこととなっております。        議案書 28ページをお開きください。        整理番号1番 申出人については、記載のとおりとなっております。        申出を受けた土地について、大石脇町字中江ノ川内130番1、地目        は畑で、地積170㎡であります。(スライド説明)        位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのと        おり原野化しております。また、現況におきましても、山林原野化        しております。        整理番号2番 申出人については、記載のとおりとなっております。        申出を受けた土地について、鮎川町字山庵248番、地目は田で、        地積は1,385㎡であります。(スライド説明)        位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのと        おり山林化しております。        また、現況におきましても、山林化しております。        整理番号3番 申出人については、記載のとおりとなっております。        申出を受けた土地について、鮎川町字古藪240番、地目は田で、        地積は1,457㎡外3筆 合計5,158㎡であります。(スライド説明)</p>

事務局	<p>位置としては、整理番号2番の隣接する農地で、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。また、現況におきましても、山林化しております。</p> <p>整理番号4番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、大久保町字神崎上野326番926、地目は畑で、地積は20㎡外9筆 合計3,294㎡であります。(スライド説明)</p> <p>位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。</p> <p>また、現況におきましても、山林化しております。</p> <p>整理番号5番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、大石脇町字人津久10番、地目は畑で、地積は277㎡外2筆 合計1,093㎡であります。(スライド説明)</p> <p>位置としては、ご覧のとおりで、航空写真においても、見てのとおり山林化しております。</p> <p>また、現況におきましても、山林化しております。</p> <p>以上の5件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順に申し上げます。</p>
8番委員	<p>議案18号 整理番号1番、5番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年6月16日 午後16時頃から、中部地区農業委員、推進委員、申出代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>整理番号1番の申請地については、隣接する県道を拡張する折に、大部分が道路敷地となり、手狭な農地となったため、長年、耕作しておらず、写真で見ていただいたとおり、ダンジク等が生い茂っておりました。</p> <p>整理番号5の申請地は、写真で見ていただいたとおり、既に山林化となっており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>今回の2件とも、今後においても、農地として利用は難しいと思います。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
12番委員	<p>議案18号 整理番号2番、3番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年6月16日 午後2時頃から、南部地区農業委員、推進委員、申出人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、写真で見ていただいたとおり、既に山林化となっており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
7番委員	<p>議案18号 整理番号4番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年6月15日 午前9時30頃頃から、北部地区農業委員、推</p>

7 番委員	<p>進委員、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地については、国土調査が済んでおらず、特に字図混乱地域となっている場所であります。</p> <p>申請者も県外に住んでおり、写真で見ていただいたとおり、既に山林化している状況で、今後も耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 18 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 18 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 19 号 第 3 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 19 号「第 3 回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 30 ページになります。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による賃貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、敷佐町字名切 343 番、現況地目「田」、面積 1,520 m<sup>2</sup>、外 5 筆、合計 4,721 m<sup>2</sup>で、設定する利用権については、記載のとおりです。2 番から 4 番についてはご一読ください。</p> <p>計、新規 3 件、11 筆、面積 7,138 m<sup>2</sup></p> <p>再設定 1 件、1 筆、面積 2,116 m<sup>2</sup></p> <p>合計 4 件、12 筆、面積 9,254 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>つづきまして、31 ページ、利用権設定各筆明細は、農業基盤強化促進法による所有権移転になります。</p> <p>整理番号 5 番。所有権移転を受ける者及び所有権移転をする者については、記載のとおりです。</p> <p>所有権移転をする土地、紐差町字宝亀田 964 番 1、現況地目「田」、</p>

事務局	<p>面積 892 ㎡外 1 筆。合計 1,936 ㎡です。 計 新規 1 件 2 筆、面積 1,936 ㎡となっています。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手を願います。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 19 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 19 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 20 号令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について》</p> <p>次に、「議案第 20 号令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明資料は別紙になります。別冊で配布しております資料をご覧ください。</p> <p>令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）になります。</p> <p>1 ページ目に、農業委員会の状況ということで、令和 3 年 3 月 31 日現在の状況を示しております。主な部分について説明します。</p> <p>まず、農業の概要になりますが、 耕地面積、田、2,050 ヘクタール、畑、990 ヘクタール、計、3,040 ヘクタールとなっています。</p> <p>経営耕地面積以下については、ご一読ください。数値につきましては毎年発行されます長崎県統計年鑑を参考にしています。</p> <p>また、農家戸数及び農業就業者数を掲載しておりますが、この数値については、2015 の農林業センサス時点の数値になります。なお、認定農業者数については、令和 3 年 3 月時点での認定農業者数になります。</p> <p>続きまして、新制度に基づく農業委員会の農業委員数の欄ですが、定数及び実数を 19 名とし、下段に認定農業者から中立委員までの委員数を記載しておりますが、この数値は、農業委員になられた方が、</p>

どの項目に該当するかにより記載しておりますので、下段の認定農業者から中立委員までの合計と上段の実数とは合いませんのでご了解ください。

2 ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化について掲げております。

2 ページから 7 ページについては令和 2 年度実績について記入しておりますので後ほど、ご一読ください。

続きまして、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

令和 3 年度 2 ページをご覧ください

農地の利用集積目標として、70 ヘクタールの集積目標を掲げておりますが、目標の考え方として、令和 12 年度までの 10 年間で 700 ヘクタールを目指し、今年度は 70 ヘクタールを目標にしています。

3 ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置になりますが、2 年度の目標を 9 ヘクタールとしておりますが、この目標値は、平成 28 年度把握した遊休農地 63 ヘクタールを 7 年で解消するとしており、引続き、この考え方で解消を進めていくこととしています。農業委員及び推進委員の皆様においては、利用状況調査及び意向調査などご協力をお願いします。

また、違反転用への適正な対応については、農地パトロールを行い、違反転用を未然に防ぐようにし、農業委員会だより等活用し周知を行っていきます。

以上で、説明をおわります。

会長

ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

それでは、質疑を終結し採決に入ります。

議案 20 号について、原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、第 20 号を原案のとおり決定することといたします。

また、本議案の決定を受け、事務局は 6 月 30 日までに平戸市ホームページに掲載し、公表するようお願いいたします。

## ■日程第 6 閉会

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第3回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：15時10分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>8番委員 _____ 印</p> <p>9番委員 _____ 印</p>



■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	小川隆友
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵